

## ○突発重大事案発生時における初動措置要領の制定について

(平成9年6月20日例規第27号)

[沿革] 平成12年1月例規第3号、13年2月第3号、13年4月第17号、15年2月第6号、16年3月第17号、16年6月第22号、20年3月第23号、21年6月第11号、23年2月第9号、26年2月第5号、28年2月第4号、30年3月第8号改正

突発重大事案発生時における迅速、的確な初動措置を図るため、別記のとおり突発重大事案発生時における初動措置要領を制定し、平成9年6月20日から運用することとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、「突発重大事故初動措置要領の制定について」(昭和47年備第870号他)については廃止する。

### 別記

#### 突発重大事案発生時における初動措置要領

#### 第1 総則

##### 1 基本方針

突発重大事案が発生したときは、事案の概要の早期把握に努め、迅速、的確な状況判断の下に初動体制を確立、人命の救助及び被害の拡大の防止を最優先とした上で、組織の総合力を発揮した適切な警察活動を推進し、事案の適正な処理を図るものとする。

##### 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

###### (1) 突発重大事案

航空機事故、列車事故、爆発事故等別表1に掲げる突発事案であって、多数の死傷者を伴い、社会的反響が大きいもの又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想されるものをいう。

###### (2) 初動措置

突発重大事案の発生を認知したときから、当該事案に係る情報収集、被災者の救出・救護、交通規制等一連の警察活動の初動的段階がおおむね収束したものと認められ、設置された対策本部を解散するまでの間の警察措置をいう。

#### 第2 警備体制の確立

##### 1 対策本部

(1) 突発重大事案が発生した場合は、警察本部総合指揮室に奈良県警察対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- (2) 対策本部の組織、編成及び任務（以下「編成等」という。）は、別表2のとおりとし、配置図は別表3のとおりとする。
- (3) 対策本部の設置及び庶務に関する事務は、警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）において行う。
- (4) 前記(3)に定めるところにかかわらず、対策本部を設置後、事案の概要が判明したときは、速やかに対策本部の庶務を警備第二課から当該事案を主管する所属（以下「主管課」という。）に移行させるものとする。ただし、情報の集約及び警察庁、近畿管区警察局等への報告・連絡に関する事務は、引き続き警備第二課において処理するものとする。
- (5) 隣接又は近接府県において発生した突発重大事案が県内に波及し、若しくはそのおそれがある場合又は当該府県に設置された対策本部を支援する必要があると認められる場合には、警察本部長の指示により対策本部を設置するものとする。

## 2 現地対策本部の設置

- (1) 突発重大事案が発生した場合は、発生地を管轄する警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の庁舎その他適当な場所に警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）を長とする現地対策本部を設置するものとする。
- (2) 現地対策本部の編成等は、対策本部に準じて署長等が定めるものとする。

## 3 警備部隊の編成、出動

- (1) 突発重大事案の発生時において、必要な初動措置を講ずる実施部隊として、直轄警備部隊を編成し、対策本部長の出動命令に基づき、直ちに現場へ出動するものとする。
- (2) 直轄警備部隊の編成等は、別表4のとおりとする。

## 4 警察署等警備部隊の編成

署長等は、突発重大事案が発生した場合の直轄警備部隊が出動するまでの一時的対応部隊として、これに準じた警察署等警備部隊を編成しておくものとする。

## 5 対策本部の編成等の変更

対策本部長は、突発重大事案の規模、態様、推移等により、対策本部及び直轄警備部隊の編成を適宜増減するものとする。

## 6 要員の指定、招集等

- (1) 要員の指定等
  - ア 警備第二課長は、別表2及び別表4に定める対策本部及び直轄警備部隊の要員（以下「要員」という。）を指定するものとする。この場合において、警備第二

課長は、あらかじめ指定しようとする要員の所属の長と協議するものとする。

イ 警備第二課長は、異動その他の理由により、要員の指定を解いたときは、前記アに準じて新たな要員を指定するものとする。

ウ 警備第二課長は、要員の名簿及び招集系統図を作成して常に整備しておくとともに、対策本部の班長及び直轄警備部隊の隊長（以下「対策本部班長等」という。）に送付するものとする。

## (2) 要員の招集等

ア 対策本部班長等の招集は、警備第二課長が行うものとする。

イ 前記アの招集を受けた対策本部班長等は、要員を速やかに招集し、あらかじめ定められた任務に就かせるものとする。

## 第3 突発重大事案発生認知等の措置

### 1 認知時における報告等

(1) 突発重大事案の発生を認知した署長等は、事案の種別にかかわらず、速やかに警備課（係）長及び関係課（係）長（高速道路交通警察隊にあっては隊長が指定した幹部）を現場に急派し、当該事案における被害状況、警察措置等必要な情報を警備第二課長に即報するものとする。

なお、主管課への報告は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第41条第1項に定めるところにより行うものとする。

(2) 執務時間外にあっては、警察本部総合当直に上記要領により即報するものとする。

(3) 即報は、原則として別記様式により行うものとする。

### 2 情報の集約及び報告

(1) 上記1の報告を受理した警備第二課長は、対策本部を設置するまでの間、当該事案における被害状況警察措置等必要な情報の集約を行い、警察本部長に即報するとともに、警察庁、近畿管区警察局等に対する必要な報告及び連絡を行うものとする。

(2) 執務時間外にあっては、対策本部を設置するまでの間、警察本部総合当直において当該事案における被害状況、警察措置等必要な情報の集約を行うとともに、警察庁、近畿管区警察局等に対して必要な報告及び連絡を行うものとする。

なお、執務時間外における即報系統表は、別表5のとおりとする。

## 第4 現場活動

突発重大事案発生現場における現場活動は、次に定めるところに基づき迅速、かつ、的確に行うものとする。

### (1) 被害状況等の収集及び報告

現場における被害状況、警察措置等必要な情報を迅速に収集し、逐次対策本部に

報告すること。

(2) 行方不明者の捜索及び被災者の救出・救護

行方不明者の捜索及び被災者の救出・救護に当たっては、被害場所と推定される地域に重点的に部隊を投入配置して生存者、負傷者等の救出を第一義に実施すること。

(3) 警戒区域の設定と避難誘導

被害の拡大と二次災害の防止を図り、併せて救助活動等の警備活動を円滑に行うために、必要な区域について速やかに判断して警戒区域を設定し、立入禁止措置その他所要の措置をとること。

(4) 交通規制

警戒線の設定によって生ずる交通の変化を速やかに判断し、必要な交通規制を実施すること。

(5) 現場保存、証拠品等の確保措置

事後における事故原因の究明、刑事責任の追及等に資するため、現場保存及び目撃者、証拠物品等の確保に配慮すること。

## 第5 報道対策

報道対策については、次に定めるところに基づき実施するものとする。

(1) 報道発表は、対策本部を設置するまでの間は広報官及び署長の指定した者が、対策本部設置後においては、対策本部広報班長が広報隊長と調整の上、実施するものとする。

(2) 報道機関の取材活動に対しては、警察活動に支障がない限り、努めて便宜を供与し、その取扱いの適正を期するようにする。

(3) 報道発表は、情報を逐次整理した上、時間及び場所を定めて一斉に行うよう配慮するものとする。この場合において、関係機関と密接な連絡を図り、発表に誤りのないように配慮すること。

## 第6 平素の措置

警察本部の関係所属長及び署長等は、平素からおおむね次の事項について措置しておくものとする。

(1) 実態把握

突発重大事案が発生するおそれのある管内の次の施設について実態を調査するとともに、これらの基礎資料を収集すること。

ア 公共交通機関

イ 火薬類、ガス、ガソリン、毒性物質等危険物の貯蔵所及び取扱所

- ウ 多数人が使用する高層ビル、劇場、デパート等
- エ 公営競技場及び祭礼時に雑踏する神社、仏閣等
- オ 高速道路及び主要幹線道路
- カ その他必要と認められる施設

(2) 警察署等の具体的初動措置要領の作成

署長等は、管内の実態について検討を加え、所属の実情に応じた職員の招集体制並びに現地対策本部及び警察署等警備部隊の編成、運用等を内容とする具体的初動措置要領を作成しておくものとする。

(3) 関係機関との連絡協調

関係行政機関並びに交通、電気、ガス、通信、医療等公共機関の管理者及び高層ビル、劇場、大規模工事現場等の責任者と突発重大事案発生時の対策について緊密に連絡協調し、初動措置が有効かつ適切に実施できるよう努めること。

(4) 装備資機材の点検整備

突発重大事案の現場活動に必要な装備資機材を常に点検整備して、機能の良好な保持に努めること。

(5) 教養訓練の徹底

署長等は、具体的な事故想定の下に実戦的訓練を行うなど教養訓練の徹底を図ること。

## 第7 その他

### 1 服装

重大事案発生時の職員の服装は、別表6のとおりとする。

### 2 記録

対策本部班長等は、それぞれ記録担当者を指定し、次の事項について記録しておかなければならない。

- (1) 事故の状況（推移）及び警察の活動状況
- (2) 警察活動に協力した地域住民団体、個人等の協力状況
- (3) 関係機関に対する協力要請の状況
- (4) その他必要と認められる事項

(別表及び別記様式省略)